

# 大阪府住宅供給公社パソコン機器賃貸借に係る入札参加者募集要領

## 1 趣旨

大阪府住宅供給公社(以下「公社」という。)において使用するパソコン機器等の賃貸借(リース)契約を行う業者を募集する。

## 2 入札に付する事項

### (1) 調達物件及び数量

職員用端末 (ノートパソコン) … 280台

共用端末 (デスクトップパソコン) … 35台

職員用ディスプレイ… 220台

WindowsServer2022DeviceCAL… 315式

※品目の仕様等詳細は別添「機器調達仕様書」のとおり。

### (2) 借入期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで。

※リース期間満了後、再リースを行う場合がある。

※借入期間終了後は落札者の負担をもってすみやかに機器の撤去を行うこと。

### (3) 納入場所

大阪府住宅供給公社本社及び千里・泉北センター。

### (4) 納入期日

令和6年7月31日までに納入すること。

搬入設置予定場所や作業進捗の状況等に応じて公社と調整するものとする。

## 3 入札参加資格審査申請書類の提出及び資格審査

(1) 本募集は、次の資格要件の事項に基づく参加資格審査により、資格ありと認められた者のみ入札に参加できる。

①入札参加資格審査申請が行われる日から過去2年間の間に、地方公共団体又は公社等の公的団体と2回以上にわたり本件と種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績があり、かつ、これをすべて誠実に履行している者であること。

②次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規

定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

① 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合又はその者の入札参加資格の再認定がなされた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下、「旧更正事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下、「更正手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法199条第1項の更正計画の認定の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格審査申請書等の配布期間

令和6年4月17日(水)午前10時から同年5月15日(水)午後5時まで

大阪府住宅供給公社ホームページ(<https://www.osaka-kousha.or.jp/>)からダウンロードによる配布

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
令和6年4月17日(水)から同年5月15日(水)まで(ただし土・日・祝日を除く。)  
受付時間：午前10時から午後5時まで(ただし正午～午後1時を除く。)
- (4) 提出書類  
本募集要領の別添「入札参加資格審査申請について」による。
- (5) 提出場所及び問い合わせ先  
大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 5階  
大阪府住宅供給公社 総務課 人事グループ  
電話 06-6203-5207
- (6) 提出方法  
書類の提出については持参によるものとし、電送及び郵送による申請は認めない。
- (7) 審査結果の通知  
入札参加資格審査の結果、資格がある者には入札参加確認書、入札書を配付する。

#### 4 質問の受付

- (1) 質問はメール(soumu@osaka-kousha.or.jp)で受け付ける。  
※必ず確認の電話を入れること。
- (2) 受付期間：令和6年4月17日(水)から同年5月15日(水)午後5時まで
- (3) 回答予定日：令和6年5月17日(金)  
回答は大阪府住宅供給公社ホームページ(<https://www.osaka-kousha.or.jp/>)にて公表し回答する。なお、回答の内容を確認しなかったことによる入札参加者が被った損害について、公社は一切の責めを負わない。

#### 5 入札書等の提出方法等

- (1) 入札書等の提出方法  
入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、3(5)の宛先に郵送することとし、持参による提出は認めない。
- (2) 提出期限  
令和6年6月5日(水)午後5時までの必着とする。

## 6 入札方法

入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

## 7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約締結しないときは、違約金として契約期間の総支払額の100分の2に相当する金額を公社に支払うものとする。

## 8 開札日時及び方法等

### (1) 開札日時

令和6年6月6日(木) 午後1時30分

### (2) 開札場所

大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル  
大阪府住宅供給公社 地下1階 入札室

### (3) 開札方法

入札担当者が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。また、開札には入札担当者以外の職員が立会うものとする。

### (4) 開札の傍聴

開札の傍聴を希望する入札参加者は、開札日時の10分前までに、名刺等入札参加業者の役員、又は従業員であることを証明できるものを持参の上、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

## 9 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに本募集要領において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格のあることが認められた者であっても、入札時点において3(1)に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

## 10 落札者の決定方法

入札書に記載された金額の100分の110に相当する額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該2者が入札会場内にいる場合はその場でくじ引きにより落札者を決定し、入札会場にいない場合は、後日当該2者と公社で日程調整の上、くじ引きにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

## 11 契約について

- (1) 契約については、公社と契約候補者の両者で協議の上、賃貸借契約書を作成し、契約を締結する。なお、契約金額は60ヶ月の分割払いとする。
- (2) 本業務の落札者は、別添機器調達仕様書記載の通り機器等を各情報システムの開発・構築業者(以下、「各開発業者」という)から購入し、各納入期日までに大阪府住宅供給公社が指定する場所に納入すること。なお、機器等の調達、指定場所への搬入据付は各開発業者が行う。
- (3) 本業務の落札者は、別添仕様書記載の通り各開発業者との間で機器保守契約を締結すること。
- (4) 契約保証金は免除する。ただし契約締結時から過去2年間の間に、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする公的団体と同規模の契約を2回以上にわたり締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類の添付された契約保証金免除申請を提出しなければならない。

## 12 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としての決定を取消すものとする。

- ① 落札者が正当な理由なくして、公社の指定する期日までに契約締結の手続きに応じない場合
- ② 3(1)に掲げる資格を失った場合

## 13 その他

入札参加者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、公社の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。